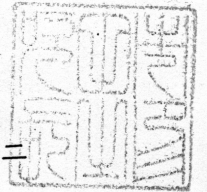




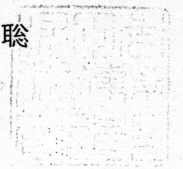
5吹総人第587号
 令和5年10月20日
 (2023年)

吹田市関連職員労働組合
 執行委員長 川見 真弓 様
 吹田市水道労働組合
 執行委員長 北野 雅一 様

吹田市長 後藤 圭二



吹田市水道事業管理者 前田 聡



会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について (提案)

地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市においても、制度の構築を進めています。

つきましては、本市の現状及び総務省から発出されたマニュアル等を踏まえ、実施案を作成しましたので、下記のとおり提案します。

記

1 対象となる会計年度任用職員

期末手当と同様の支給要件とする。

- (1) 連続6か月以上の任用期間が定められている者
- (2) 基準日時点で在籍している者

2 支給率

年 2.05月(6月期) 1.025月、12月期 1.025月)

3 基準日・算定期間・支給日

期末手当と同様の取扱いとする。

	基準日	期間率算定期間	支給日
6月期	5月1日	前年11月1日～4月30日	6月30日
12月期	11月1日	5月1日～10月31日	12月10日

4 支給額

定年前常勤職員に準じ、勤勉手当基礎額に期間率と支給率（成績率）を乗じた額から、勤務期間中、所定の勤務日に勤務しない日数分を控除した額を支給する。

5 成績率

基準日の属する年度の前年度の人事評価に基づいて成績率を決定する。
評価のない職員については、「AまたはB」相当とみなして決定する。

総合評価区分	支給割合
AまたはB	100%
C	90%
D	80%

6 期間率

6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の90
4か月以上5か月未満	100分の80
3か月以上4か月未満	100分の70
2か月以上3か月未満	100分の60
1か月以上2か月未満	100分の50
1か月未満	100分の40
0か月	0

7 勤勉手当支給開始に伴う期末手当支給率

令和6年度より、会計年度任用職員に対しても勤勉手当が支給されることから、期末手当の支給率を定年前常勤職員と同一とする。

令和6年度 期末手当支給率

年 2.45月（6月期 1.225月、12月期 1.225月）

8 実施日

令和6年4月1日